

(その1)

收支報告書

会計	繰越	検算	転記	
④	④	④	④	

※該当箇所に レ すること。

(ふりがな)

じゅうみんしゅとうとうきょうとさんぎいんひれいくだい72しぶ

1 政治団体の名称

自由民主党東京都参議院比例区第七十二支部

2 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋6-4-3
ル・グラシエルB LDG. 7号館5階505号室

3 代表者の氏名

繁本 譲

4 会計責任者の氏名

松田 静雄

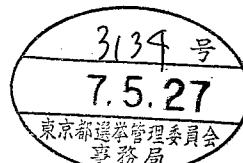
5 令和 6 年分

団体コード	1 3 6 0 0 4 6 0 4 E 2 0 2 1
前年繰越額	0 円

事務担当者の氏名

松田 静雄

電話番号 090-3310-0548



会計	繰越	検算	転記	
④	④	④	④	

政治団体の区分

- 政 党 党
- 政 党 の 支 部 支 部
- 政 治 資 金 団 体
- 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国(2都道府県以上)

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 繁本 譲

公職の種類 参議院議員 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。
※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

21156

00	3	7	7	0
----	---	---	---	---

(その2)

收支の状況

全国団体用

1 収支の総括表

収入総額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)		5	5	0
(本年の収入額)		5	3	0
支出総額				0
翌年への繰越額		5	3	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				
員数(党費又は会費を納入した人の数)				人

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考			
(ア) 個人からの寄附	十億	百万	千	円			
(うち特定寄附)				0			
(イ) 法人その他の団体からの寄附		1	4	7	5	0	0
(ウ) 政治団体からの寄附				0			
小計 (ア) + (イ) + (ウ)		1	4	7	5	0	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0			
イ 政党匿名寄附				0			
合計 (ア + イ)		1	4	7	5	0	0

全国団体提出

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(注1) 同一の本部又は支部（選挙管理委員会又は総務大臣へ届け出たものに限る）からの交付金が複数ある場合は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れてください。

（注2）合計は最終頁に記載してください。

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

↓

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	1.個人	2.法人・その他の団体	3.政治団体
寄附者の氏名(又は名称)	金額			年	月	日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千	円						
京都府港湾建設協会				100000	6	9	6	京都府中京区蛸薬師通詫問西ノ京町334	政安誠三	
阪神港湾建設協議会				125000	6	9	9	大阪市中央区高麗橋4-1-1	本杉成美	
岡山県港湾空港建設協会				250000	6	9	12	岡山市北区内山下一丁目1-1	川波秀樹	
山口県港湾空港建設協会				250000	6	9	13	山口市若狭町8-22-15	井森浩視	
株式会社 大城組				100000	6	9	25	浦添市勢理客4丁目18-5	仲西聰	
この 頁 の 小 計				1425000						
その 他 の 寄 附				50000						
合 計				1475000						

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。

(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人・その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 当該政治団体の本部又は支部(選挙管理委員会又は総務大臣へ届け出たものに限る)からの交付金は、(その5)に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 25 日

政治団体の名称 自由民主党 東京都参議院比例区第七十二支部

会計責任者の氏名

松田 静雄

(印)

↓（代表者については解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）
※解散の場合は、解散届も必要です。

（代表者の氏名

(印)

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

全団体提出

政治資金監査報告書

令和7年5月16日

自由民主党東京都参議院比例区第七十二支部

代表 繁本 護 殿

登録政治資金監査人 小松原貴志

登録番号 第 6113 号

研修修了年月日 令和6年4月3日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党東京都参議院比例区第七十二支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、自由民主党東京都参議院比例区第七十二支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると小松原貴志が判断したため、小松原会計事務所（東京都千代田区麹町3-2-3）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、自由民主党東京都参議院比例区第七十二支部に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

自由民主党東京都参議院比例区第七十二支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党東京都参議院比例区第七十二支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上